

令和 5 年 3 月 14 日
建築・開発担当部住宅課

練馬区営住宅条例および練馬区立高齢者集合住宅条例の一部改正について

【練馬区営住宅条例】

1 改正の理由

東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）を一部改正し、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設した。これを踏まえ、東京都営住宅条例（平成 9 年東京都条例第 77 号）を一部改正し、都営住宅の使用申込者の資格等にパートナーシップ関係の相手方を加えた。区においても都事業に類似する事業において同様の取扱いをするため、所要の改正を行う。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の趣旨に基づき、国からの技術的助言である「障害者の公営住宅への入居等の取扱いについて」を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正の内容

使用申込者の資格のうち、同居者に係る要件にパートナーシップ関係の相手方を加える。（第 5 条関係）

使用予定者を決定する抽選の対象者に、住宅がないためパートナーシップ関係の相手方と同居することができない者を加える。（第 10 条関係）

定期使用許可の同居者に係る要件にパートナーシップ関係の相手方を加える。（第 38 条の 2 関係）

単身の使用申込者の資格から、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることができないと認められる者等を除く規定を削る。（第 5 条関係）

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙 1 練馬区営住宅条例

【練馬区立高齢者集合住宅条例】

1 改正の理由

東京都は、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）を一部改正し、東京都パートナーシップ宣誓制度を創設した。これを踏まえ、東京都営住宅条例（平成 9 年東京都条例第 77 号）を一部改正し、都営住宅の使用申込者の資格等にパートナーシップ関係の相手方を加えた。区においても都事業に類似する事業において同様の取扱いをするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

使用申込者の資格のうち、同居者に係る要件にパートナーシップ関係の相手方を加える。（第 5 条関係）

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙 2 練馬区立高齢者集合住宅条例

東京都パートナーシップ宣誓制度について

東京都は、令和4年11月1日から、パートナーシップ関係にあると宣誓した二者に対し、受理証明書を交付する東京都パートナーシップ宣誓制度の運用を開始し、都営住宅の入居申込みや自動車税の下肢等障害者減免などに利用できるようにしている。

1 目的

多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげる。

2 内容

双方またはいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者が、都知事にパートナーシップ関係にあることを宣誓し、必要書類等を都に届け出ることにより、都知事が当該届出がされたことを証明する受理証明書を発行する。手続は、原則オンラインで実施する。

なお、法律行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではない。

3 活用事業（37事業）

受理証明書の提示により利用できる事業（23事業）

（主な活用事業） 都営住宅の入居申込み

自動車税環境性能割・種別割の下肢等障害者減免

都立霊園の貸付け など

下線部は、都事業に類似する事業として区においても同様の取扱いをするもの

受理証明書を提示せずに利用できる事業（14事業）

（主な活用事業） 都立病院における診療情報の提供

警察における自動車保管場所の証明事務 など